

参照条文（事務簡素合理化関係）

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三十三条 次の各号に掲げる者（第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一～五（略）

六 この法律の施行地外の地域のうち開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、当該開発途上にある地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。）において行われる事業に従事させるために派遣する者

七 この法律の施行地内において事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う事業主が、この法律の施行地外の地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。）において行われる事業に従事させるために派遣する者（当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。）

第三十四条 前条第一号の事業主が、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して当該事業について成立する保険関係に基づきこの保険による業務災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができる者とするとき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで及び第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一～四（略）

②～④（略）

第三十六条 第三十三条第六号の団体又は同条第七号の事業主が、同条第六号又は第七号に掲げる者を、当該団体又は当該事業主がこの法律の施行地内において行う事業（事業の期間が予定される事業を除く。）についての保険関係に基づきこの保険による業務災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができる者とするとき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで及び第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一～三（略）

②（略）

第三十七条 この章に定めるもののほか、第三十三条各号に掲げる者の業務災害及び通勤災害に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十九条の三 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

② (略)

第四十九条の五 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（事務の所轄）

第一条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）第三十四条第一項第三号（法第三十六条第一項第二号において準用する場合を含む。）及び第三十五条第一項第六号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。

②・③ (略)

（中小事業主等の特別加入）

第四十六条の十九 (略)

②・⑤ (略)

⑥ 法第三十四条第一項の承認を受けた事業主は、第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者若しくはこれらに掲げる者に該当しなくなつた者が生じた場合には、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

⑦・⑧ (略)

（海外派遣者の特別加入）

第四十六条の二十五の二 (略)

② 第四十六条の十九第五項の規定は前項の規定による申請について、同条第六項の規定は前項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は法第三十三条第六号若しくは第七号に掲げる者に新たに該当するに至つた者若しくはこれらの規定に掲げる者に該当しなくなつた者が生じた場合について準用する。この場合において、第四十六条の十九第五項中「第一項」とあるのは「第四十六条の二十五の二第一項」と、「事業主」とあるのは「団体又は事業主」と、同条第六項中「法第三十四条第一項の承認を受けた事業主」とあるのは「法第三十六条第一項の承認を受けた団体及び事業主」と読み替えるものとする。

第四十六条の二十五の四 法第三十六条第一項の承認に係る事業についての労災保険に係る保険関係が消滅した場合には、当該

事業を行う団体又は事業主は、その旨を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(法、この省令及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による文書の様式)

第五十四条 法、この省令並びに労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による申請書、請求書、証明書、報告書及び届書のうち厚生労働大臣が別に指定するもの並びにこの省令の規定による年金証書の様式は、厚生労働大臣が別に定めて告示するところによらなければならない。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) (抄)

(確定保険料)

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の六月一日から四十日以内(保険年度中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日(保険年度中途に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第三項において同じ。)から五十日以内)に提出しなければならない。

一 三 (略)

② 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)から五十日以内に提出しなければならない。

一 三 (略)

③ ⑥ (略)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号) (抄)

(確定保険料申告書)

第三十三条 法第十九条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

② 法第十九条第一項及び第二項の申告書は、確定保険料申告書(様式第六号)とする。

労働者災害補償保険

特別加入に関する変更届
特別加入脱退申請書 (海外派遣者)

◎ 裏面の注意事項を読んでから記載してください。

特別加入の承認	イ 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
	ロ 名称					
	ハ 事業場の所在地					

変更届の場合 (特別加入者のうち一部に変更がある場合)	特別加入者に関する事項の変更	変更年月日	変更を生じた者の氏名 変更後の氏名	派遣先の事業の名称 及び事業場の所在地	派遣先の事業において従事する業務の内容	
			変更前	変更前	変更前	
		変更後 ()	変更後	変更後	変更後	
		変更前	変更前	変更前	変更前	
	変更後 ()	変更後	変更後	変更後		
特別加入者の異動 <small>(特別加入者でなくなった者)</small>	異動年月日	氏名	異動年月日	氏名		
特別加入者になった者の異動 <small>(新たに特別加入者になった者)</small>	異動年月日	氏名	派遣先の事業の名称 及び事業場の所在地	派遣先の事業において 従事する業務の内容	希望する給付 基礎日額	備考
変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して14日以内) 年 月 日						

脱退申請の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限り記載すること。					
	* 申請の理由 (脱退の理由)					
	* 脱退を希望する日 (申請日から起算して14日以内) 年 月 日					

上記のとおり 変更を生じたので届けます。
特別加入脱退の申請をします。

郵便番号 _____ 電話番号 _____

年 月 日

団体又は事業主の住所 _____
団体の名称又は事業主の氏名 _____ (印)

労働局長 殿

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労働者災害補償保険

海外派遣者の特別加入に係る事業の保険関係消滅届

① 労働保険番号	派遣元事業に係る労働保険番号	府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号
	第3種特別加入に係る労働保険番号及び特別加入承認年月日	府県	所掌管轄	基幹番号	枝番号
		年 月 日			
② 派遣元事業の名称・所在地	名称				
	所在地				
③ 事由及び年月日の消滅	消滅年月日	年 月 日			
	消滅の事由				

上記のとおり届けます。

年 月 日

名称

(郵便番号 -)

局

電話番号 番

事業の
(又は団体)

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

印

労働局長 殿

- [注意] 1. この届は、保険関係消滅の日から10日以内に2部提出すること。
 2. 「事業（又は団体）の代表者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

下記のとおり申告します。

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(▶)の所で折り曲げて下さい。)

(注2)(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません

種別 修正項目番号 入力徴定コード (項1)
① 労働保険番号 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 (項2)

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

②増加年月日(元号:平成は7) ③事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由 (項4)(項5)
④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ※保険関係 ※片保険理由コード (項6)(項7)(項8)(項9)(項10)

労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料算定内訳
算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
⑦区分 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料・一般拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 千円 (イ) 1000分の (イ) 円 (項11)(項12)
労災保険分 (ロ) 千円 (ロ) 1000分の (ロ) 円 (項13)(項14)
雇用保険法適用者分 (ハ) 千円 (ハ) 円 (項15)
高年齢労働者分 (ニ) 千円 (ニ) 1000分の (ニ) 円 (項16)(項17)
保険料算定対象者分 (ホ) 千円 (ホ) 1000分の (ホ) 円 (項18)(項19)
一般拠出金 (注1) (ヘ) 千円 (ヘ) 1000分の (ヘ) 円 (項20)(項21)

概算・増加概算保険料算定内訳
算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
⑪区分 ⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 千円 (イ) 1000分の (イ) 円 (項22)(項23)
労災保険分 (ロ) 千円 (ロ) 1000分の (ロ) 円 (項24)(項25)
雇用保険法適用者分 (ハ) 千円 (ハ) 円 (項26)
高年齢労働者分 (ニ) 千円 (ニ) 1000分の (ニ) 円 (項27)(項28)
保険料算定対象者分 (ホ) 千円 (ホ) 1000分の (ホ) 円 (項29)(項30)

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入) (項28)(項29)
⑰延納の申請 納付回数 (項30)
※検算有無区分 ⑳算調対象区分 ㉑データ指示コード ㉒再入力区分 ㉓修正項目 (項31)(項32)(項33)(項34)

⑧⑩⑫⑭⑯の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

⑱ 申告済概算保険料額 円
⑲ 申告済概算保険料額 円
⑳ 差引額 (イ) 充当額 (ロ) 不足額 (ハ) 還付額 (項37)(項38)
㉑ 増加概算保険料額 (⑭の(イ)-⑲) 円

⑳ 期別納付額
第1期又は第2期又は第3期
(イ) 概算保険料額 (ロ) 労働保険料充当額 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金充当額 (ヘ) 一般拠出金額 (ト) 今期納付額 (ニ)+(ホ)
(イ) 概算保険料額 (ロ) 労働保険料充当額 (ハ) 第2期納付額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金充当額 (ヘ) 一般拠出金額 (ト) 今期納付額 (ニ)+(ホ)
(イ) 概算保険料額 (ロ) 労働保険料充当額 (ハ) 第3期納付額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金充当額 (ヘ) 一般拠出金額 (ト) 今期納付額 (ニ)+(ホ)
㉒ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉓ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない
㉔ 事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (項39)
㉕ 事業又は作業の種類 (項40)
㉖ 郵便番号 電話番号 (項41)
㉗ 事業関係成立年月日 (項42)
㉘ 事業廃止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他 (項43)

参照条文（受動喫煙防止対策助成金関係）

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
- ② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
 - ③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（法第二十九条第一項第三号に掲げる事業）

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、労働時間等設定改善推進助成金、均衡待遇・正社員化推進奨励金、職場意識改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金を支給するものとする。

（受動喫煙防止対策助成金）

第二十九条 受動喫煙防止対策助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主に対して、その実施する第三号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

- 一 労働基準法別表第一第十四号に規定する旅館、料理店又は飲食店（第三号において「旅館等」という。）を営む中小企業事業主であること。
 - 二 次号に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出た中小企業事業主であること。
 - 三 旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場合に、前号の計画に基づき、当該事業場内において当該室以外での喫煙を禁止するために喫煙のための専用の室を設置する等の措置を講じた中小企業事業主であること。
- 四 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

参照条文（均衡待遇・正社員化推進奨励金関係）

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことが出来る。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
 - 二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
 - 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
- ② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
 - ③ 政府は、第一項の社会復帰促進等事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（法第二十九条第一項第三号に掲げる事業）

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、労働時間等設定改善推進助成金、均衡待遇・正社員化推進奨励金、職場意識改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金を支給するものとする。

（均衡待遇・正社員化推進奨励金）

第二十六条 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、その実施する第一号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

- 一 その雇用する短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者をいう。）又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者に対する措置として、医師又は歯科医師による健康診断（労働安全衛生法第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。）を実施する事業主であること。
- 二 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）（抄）

(短時間労働援助センターによる短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務の実施)

第二十八条 厚生労働大臣は、短時間労働援助センターを指定したときは、短時間労働援助センターに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十九条の社会復帰促進等事業又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の雇用安定事業のうち、短時間労働者を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給する事業及びこれに附帯する事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

2 前項の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十九条又は雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

3・4 (略)

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成五年労働省令第三十四号)(抄)

(短時間労働援助センターの支給する給付金)

第十二条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める給付金は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号。以下「労災則」という。)(第二十六条及び雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。)(第一百八条の二に規定する均衡待遇・正社員化推進奨励金とする。

(均衡待遇・正社員化推進奨励金)

第十三条 均衡待遇・正社員化推進奨励金は、労災則第二十六条又は雇保則第一百八条の二に規定する措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置を実施する事業主に対して、支給するものとする。

- 一 短時間労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者(以下この項及び第三項において「短時間労働者等」という。)(一)の能力又は職務の内容等に応じた待遇について通常の労働者との制度を整備すること。
- 二 短時間労働者等の通常の労働者への転換に関する制度を整備すること。
- 三 短時間正社員(短時間労働者であつて、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。)(一)に関する制度を整備すること。
- 四 短時間労働者等に対し、通常の労働者との均衡を考慮した教育訓練を実施するための制度を整備すること。
- 五 短時間労働者等に対し、医師又は歯科医師による健康診断(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。)(一)を実施するための制度を整備すること。

2 均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給額は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が生じた場合五十万円(中小企業事業主(その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主

たる事業とする事業主については一億円)を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。)にあつては、六十万円)

二 前項第二号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合三十万円(中小企業事業主にあつては、四十万円)

三 前項第二号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目までに生じた場合一人につき十五万円(中小企業事業主にあつては、一人につき二十万円)

四 前項第三号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合三十万円(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円)

五 前項第三号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目までに生じた場合一人につき十五万円(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、一人につき二十万円)

六 前項第四号又は第五号の措置を実施し、かつ、当該各号に掲げる制度の適用を受けた労働者が生じた場合三十万円(中小企業事業主にあつては、四十万円)

3 第一項第二号又は第三号に係る短時間労働者等のいずれかが母子家庭の母等に該当する場合における前項第三号又は第五号の規定の適用については、「一人につき十五万円」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき十五万円」と、「一人につき二十万円」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき三十万円、その他の労働者一人につき二十万円」とする。